

「HSK 季刊わたぼうし」 第61号

発行者:わたぼうし連絡会

発行日:2003年(平成15年) 7月13日 '03夏号

第61号のテーマ

支援費制度スタート

かたつむり いいナ背中に 家を持ち

比呂雪

この機関紙は障害のある人、ない人が自由に考えを出し合い、主義・主張を越えて、お互いを理解し合う中から共に生きる豊かな社会を作っていくことを目的として発行しています。

テーマ・支援費制度スタート

4月1日よりスタートした「支援費制度」について、皆様の御意見を載せていきたいと思
います。平成15年4月1日から支援費制度が始まりました。

支援費制度

平成15年4月1日から障害者福祉サービスの利用にあたり、行政が利用者やサービス
内容を決定していた「措置制度」から、利用者本位の考えに立つ「支援費制度」へと移行
しました。

この制度は、利用者である障害者が事業者と対等な関係に基づき、自らサービス事業者
・施設を選択し、契約によってサービスを利用するということです。

支援費制度手続きの流れ

- ①支援費の支給申請 ②支給決定 ③契約 ④サービスの提供
- ⑤利用者負担額の支払い ⑥支援費の請求 ⑦支援費の支払い（代理受領）

事業者・施設の立場から

支援費制度に思う

青山彩光苑苑長・眞藤 健

いよいよ4月から支援費制度がスタートします。この制度は「選択」「対等」「契約」
がキーワードです。従来の措置制度では利用者が自由にサービス事業者を選ぶことができ
ませんでした。これからは利用者自身がサービス事業所や施設を選択することができます。
つまり、利用者自身の主体性が尊重されるとともに自己責任も生まれてきます。そしてサ
ービスの受け手と提供者が対等な関係になり、契約を交わしてサービスを受けることにな
りました。

私はこのシステムについては基本的には賛成です。障害者が自分の生活や将来に対して、
しっかり見つめ考え、自分のニーズを明確にし、それに必要なサービスや事業所を選択す
る。その事業所はそのニーズに答えるべきサービスの質を高め、支援をしなければなりま
せん。事業所にとっても、今まで以上に責任あるサービスの提供が必要になってきます。
強いては、利用者にとっても良質なサービスが受けられるようになるわけです。

私たちの使命は、障害者の自立に向けての支援だと考えています。今までの制度では支
援体制が十分発揮されませんでした。少なくとも、この新しい制度は支援を受ける側の方
々にとって、効果的な支援を受けることが可能になったと思っています。大切なことは両
者がこの制度の主旨をよく理解し、利点を大いに活用し、さらにこの制度を発展させ
ていくことだと思います。障害者のための制度です。問題点や疑問点を行政機関や事業所
にぶつけましょう。土体的に考え行動しましょう。皆さんの声や行動が我々施設や職員を
変えます。そして夢の実戦に向けてともに進みましょう。

利用者の立場から

もうすぐだよ！ 支援費制度

富山県八尾町・大石 晃
(富山生きる場センター・通所者)

4月1日から新しい制度が始まります。それは、支援費制度という制度です。でも、この制度になって、僕は良いところも悪いところもあると思います。良いところは、今まで行政が決めた業者などでしか福祉サービスは受けられませんでした。4月からは自分で受たいサービスが選べて、それに自分で業者も選べて、時間も指定できて、便利になります。でも、便利ではないところもあると思います。

介護には、4種類の介護に分かれていて、身体介護・日常生活介護・移動介護・家事介護がありますが、各介護には条件があって例えば、移動介護ではギャンブルやカラオケで使うのはダメだったり、映画館やショッピングセンターなどでは、トイレがしたくなくてもかならず、トイレの介護をしてもらわないといけない、という条件があります。残りの3つの介護にもあるのですが、それもいろんな条件があっそ結構大変だと思います。僕は、この支援費制度は正直いってあまり賛成ではありません。どうしてかという、例えば、自分の場合だと、何の介護にしても知らない人にやってもらうことがいろんなことで気を使ってしまって、なかなか自分のやってほしいこととかがうまく言えないことがよくあります。後もう一つ問題があると思います。それは、なかなか人間関係を作るのが難しいということです。

でも、この4月からの支援費制度が始まるおかげで、自分ができなかったことやしたかったことができるかもしれません。自立への一歩かもしれません。少し短いですが、終わります。

『介護もサービス業に』・ぬーとりあ

加賀市・増山 進
(障害者施設利用者)

僕は支援費について、別にこれってということはないのですが、これからの介護施設も一つのサービス業として行なっていくのもいいんじゃないでしょうか？最近、よく若い人が福祉の仕事を選んでやってきますが、大方の人は仕方なく福祉という仕事を選んでいきます。たしかに就職困難のせいで福祉という仕事に就く人がいますが、やはり福祉十介護という仕事は人と関わる仕事だから、仕方なくとか、自分の思い通りにならなかったら舌打ちするのではなく、介護される人が心から気持ち良くなれるような介護をした方がお互いに親しみ感がわいてきて、また介護されたいと思うのではないのでしょうか？今年度からは支援費が導入されますが、僕はまたこれも仕方ないことだと思います。介護施設、住宅介護も慈善事業ではなく、サービスを売りに仕事だから、お金をだしてサービスをうけるってことは致仕方ないことだと思います。ですから介護する側もちゃんとした介護をした方がいいです。ここで介護者がやってはいけないことをあげてみます。

①車いすの方の話を見下ろすように聞いてはいけない。(必ず同じ目線で話したり、聞いたりする。)

②ぜったい感情的にはなってはならない。

③けして、介護される側の前で愚痴、悪口をいってはいけない。

この三つは僕が実際にとある施設で見てきたものです。そこで思うのは、介護に関してのマニュアルを作成し、それを生かしたサービスを提供して欲しいと誰もが思っています。また誇りをもった仕事(介護)をしてもらいたいですね。

居宅生活支援費制度に感謝します。

=心臓機能障害および手指、体幹障害=

七尾市・中村 貞夫

4月1日より、私は支援費制度で七尾市から、身体・居宅受給者証の交付を受けることになりました。皆さんに大変ご迷惑をおかけしました。私はさっそく、以前からお世話になっていた事業者の青山彩光苑と円満に契約を締結しました。喜んでいます。

ですから、私はデイサービス利用者として、主役は自分だと自覚し、これを椎会に自立に向い立ち上がりたいと思います。そして、感じたことを関係者に提示したいと思います。言い換えると、利用者として自立の促進、生活の向上等に主眼を置きできうる限り、それに向かって努力したいと思います。

ところで、私はこの与えられたデイサービスを有効に利用活用するためには、障害者にとって決して薔薇色ではなくとも、ようやく自己選択・自己決定が位置づけられてきた点が大きく、また、自分自身の生き方が問われる時代となったことを自覚し、障害者福祉に感謝し、個々の運動の促進に参加し、それに添いたいと思っております。ご支援お願いします。

青山彩光苑のデイサービスでは、私はみんなと一緒に仲良く、そして助け合い、生活を有意義に過ごしたいと思っております。

苑では、主に社会適応訓練の一環として、手指や身体等が不自由でも、興味のあるパソコンの技術などを習得し、社会生活に努めて活かしたいと思っております。

または、創作的活動(書道・絵手紙・園芸)等と身体機能(体力増強)向上を図ることに最善の努力を成したいと考えております。青山彩光苑さんのご支援をお受けしたいと願っております。

もちろん、医療・福祉・生活などについても相談をしたいと思っております。よろしくごお願い申し上げます。皆さんに感謝し、障害に屈せず、支援費制度を利用し頑張ります。

支援費制度と自己負担金

七尾市・山本 光男
(施設利用者)

支援費制度は、保険料を払わない介護保険のようなものであり、措置制度とあまり変わらないそうだが、その通りとはいえないと思う。措置制度にはなかった「自己負担金」が新設されているからだ。私の自己負担金は、重度・複合加算で34,100円である。障害基礎年金のほかに収入がないから、かなりの負担と割高感を抱かざるを得ない。もとより障害基礎年金は、税金によって賄われているが、年金だけで生活できる金額ではない。せめて月額10万円くらいも頂いているなら、自己負担が割高などとケチなことはいわないのだ。まあ贅沢は言えないのだが。

自己負担金で思い出したのが、『高福祉高負担』という言葉だ。質量ともにより良い福祉を望むなら、それ相応の負担をせよということである。軽度ならいざ知らず、重度障害者には所得税を納める余裕などある訳がない。しかし買い物の際に、5%の消費税を払っていることは周知の通りだ。

また、消費税を『福祉目的税』に当てる考えもある。消費税そのものを、各種年金や社会福祉の財源に当てる構想である。これには賛否両論があるので、一般消費者の意見を聞き取り、議論を深めることが肝要である。時の竹下内閣が3%の消費税を導入して、庶民の反発を買い総選挙で惨敗した経緯がある。例え3%であっても、強い抵抗感があつたからだろう。消費税率もその後、5%に引き上げられて現在に至っている。『福祉目的税』とするなら消費税率を7%か、10%程度の引き上げが必要かも知れない。高齢化と少子化社会の現在でも、若い世代には重税感が強いと聞いている。このまま少子化が進めば、将来の福祉財源をどこへ求めるかが問題だ。障害者でも負担可能な、消費税の『福祉目的税化』なら妥当な案ではないだろうか。私たち障害者もこの際、甘い考えを捨てて掛かる必要がある。

それでは既に施行された『支援費制度』のもとで、どうすれば生きがいのある生活ができるのだろうか？。私には良い知恵も浮かばない。リハビリテーションセンターの書き初めのテーマは、支援費制度であったが、『命の限り』一生懸命に生きるしかないようだ。ささやかでも生きがいと希望を持ち、地域社会との接点を見出し、安心して生活ができるようでありたい。

また事業者や職員と、障害者との立場は自ずから異なってくる。健常者も職場や一般社会において秩序ある生活を営む時、必然的に上下関係が生じるのが自然な形態であり、支援制度下における施設内生活も同様である。

現在、事業者や職員との信頼関係は、おおむね良好である。今後とも、その絆を深めて行きたいと願っている。

なお私は『生きているのではなく、生かされている』のだと思っている。なぜなら、目には見えない自然の大きな力が働いているからだ。これは私に限らず、いかなる人といえども例外ではないと信じている。感謝の気持ちを忘れるようでは、人間としての資質が問われよう。もっとも私は、そんなに上等な人間ではないのだが。

なお自己負担金であるが、家族や本人の所得によって決まると聞いていた。しかし、本人が34,100円の自己負担でも、保護者の負担金0円というのは何故か。1級の年金を支給されていても、自己負担金0円の障害者もいる。どのような基準で算出されるのだろうか。何かアンバランス？な感じがするのだが。そこの辺が分りかねている。

また国と地方自治体とで、合計600兆円を優に超える赤字を抱えている。政治家が票田確保のため、必要以上の公共事業をやり国債発行をしているからだ。一粒の米も作れない干拓事業が、そのよい例だろう。そのツケが、自己負担を設けた『支援費制度』だ。清廉な政治家の輩出を望みたい。

支援費制度についてのQ&A II

支援費制度は、おおむね次のようなものがあります。前号と重複する箇所もあります。
(資料提供：自立生活支援センター富山)

1. 居宅生活支援費

- a. 居宅介護
 - ・日常生活支援（身体介助と家事援助を合わせたもの。コミュニケーション支援の家電製品操作等。）
 - ・身体介護（トイレ、風呂、着替え、寝がえり等。）
 - ・家事援助（洗濯、食事、掃除等。買い物をしてきてもらう）
 - ・移動介護（1日で用事が済むような映画や買い物の付き添い等）
- b. デイサービス
- c. 短期入所（ショートステイ）
- d. グループホーム（知的障害者）

2. 施設訓練等支援費

- a. 身体障害者更生施設
- b. 身体障害者療護施設
- c. 身体障害者授産施設

Q1. 居宅生活支援費をそれぞれ併用して利用することはできるのか。

A.基本的に併用は可能。日常生活支援と身体介護は併用できます。（例えば、昼間はA社から日常生活支援を利用し、夜間はB社から身体介護を利用する。）同じ業者からのサービスはダメだそうです。身体介護と家事の両方を提供する場合は、これまでどおり、居宅介護計画の中でどちらの業務を主としているかによって判断する。また、居宅生活支援費と施設訓練等支援費との併用については通所施設との併用のみ可能。

Q2.各支援費のサービス量はどの位まで？

A.目安や上限はない。それぞれによって状況が異なるため。しかし、自分の欲しい支給量を申請しても支給決定は各市町村の判断による。支援費制度は、自分で欲しいサービスを選ぶことができるのではなく、サービス提供をする事業所を選ぶことができます。

Q3.市外のサービスを受けに行くことはできる？

A.できます。例えば、他の市町村の境目に住んでいる場合、隣の市町村の業者の方が近いことがある。そんな時は、隣の市町村のサービスを受けることができる。

Q4.居宅生活支援費の中の移動介護とはどういうものなのか？

A.全身性障害者・視覚障害者・知的障害者が「日常生活で身体介護が必要で、移動介護の時も当然必要と想定されるかによって」市町村が判断するとなっています。

また、移動の解釈としては車ででの送り迎えのみ、と言うのは含まれない。介護タクシーは、部屋からの移動、タクシーの乗り降り、病院内での付き添い・手続きなどについては身体介護で算定する。タクシーに乗っている間は、介護を行える状態ではないので算定しない。

さらに、(ヘルパー自身の運転による自動車における移動についても部屋からの移動、タクシー乗り降り、病院内での付き添い、手続きなどについては身体介護で算定する)

但し、ガイドヘルパーとバスや電車に乗っての移動は、支援費の算定になる。

Q5.居宅生活支援費の中の日常生活支援とは？また、どの障害まで含まれるのか？

A.日常生活全般に、常時支援を要する両下肢・両上肢いずれにも障害があり、肢体不自由1級の者、またはそれに準ずる者。

「どの障害までなのか」ということになると、今の段階ではここまでという規定はなく、利用者が日常生活支援で申請をした時の市町村の判断による。現状で言うと、重度と言われている脳性まひの人たちの利用がほぼだが、だからと言って脳性まひ者に限っていない。

Q6.買い物は、居宅介護のどの項目に該当するのか？

A.買い物をしてきてもらう⇒家事援助

 買い物の付き添い ⇒移動介護

身体介護と家事の両方を提供する場合は、これまでどおり、居宅介護計画の中でどちらの業務を主としているかによって判断する。

Q7.外出（移動介護）の範囲について

A.基本的に、1日で用務を終える範囲での外出のこと。外出内容については、「社会通念上、常識とみなされる範囲内（社会参加を目的とするもの）」とされている。

移動介護の対象として通所施設や小規模作業所、保育所、学校への送迎は、通年長期にわたるものは不可。一時的に行うものはOK。通学・通勤・ギャンブル等は認められない。

通院等の介助は身体介護で行う（移動介護ではない）

Q8.20歳未満の障害者に対するサービスについて。20歳以上の障害者との違いや制限があるのか？ また、養護学校から帰ってきた後のサービス利用についてはどうなっているのか？

A.身体障害者福祉法では18歳未満：障害児、18歳以上：障害者としている。

まず、18歳未満の障害児に対してのサービスとしては、社会生活訓練を目的にデイサービスの利用ができる。しかし、利用可能なのは小学校就学時までで、母子通園が原則である。

また、養護学校から帰った後のサービス利用についてはデイサービス・ショートステイはあるが、やむを得ない理由がある場合に限られている。ちなみに利用者負担については、自己負担とするが支援費基準の算定に満たない場合、その不足分については。

20歳未満：配偶者、父母及び子のうちの最多納税者。

20歳以上：配偶者及び子のうちの最多納税者が負担をする。（同一世帯・同一生計にある場合）

Q9.支給量の提供を何分類にするのか。

A.分類という形はなく、個々人の状態にあわせて支給量が決定される。

Q10.サービス支給量と内容の変更について。

A.支給量が決定された後、どのような周期での変更が可能なのか。また、支給量（時間数）を変えずに内容を変えることは可能か。

月で支給されるので、月での変更は可能。また、内容を変更することもできる。

Q11.障害者が2, 3人で同居している場合、サービスは受けられるのか？

A.障害者1人1人に対して提供される。しかし、3人で住んでいるからといって1人のヘルパーだけでいい、というのは認められない。（グループホームの場合も同様）

Q12.市外や県外に行った時に、どういう基準でサービスが受けられるのか？

A.市外・県外に転居をした場合は、そこでの自治体の基準に基づく。会議や旅行、友人に会いに行くなどで何泊かする場合、宿泊場所や友人宅などにヘルパーを派遣したりすることはできない。居宅介護が原則なため。

Q13.ホームヘルパー派遣に対して利用者が不在の場合について。

A.留守宅への家事援助等の派遣は支援費の対象にできない。

Q14.利用者宅までの移動にかかる時間は支援費の対象になるのか。

A.支援費対象ではない。

Q15.障害児ホームヘルプサービスについて。

A.家族の同居を理由に派遣しない自治体が多いが、利用者のニーズに応じて適切に支給決定すること。

Q15.支援費単価について

身体介護	30分まで	2,100円	夜間・深夜単価など	移動介護の身体介護を
	1時間まで	4,020円	6:00～ 8:00 25%UP	伴う場合も同額。
	1時間半まで	5,840円	18:00～22:00 25%UP	
	以降30分ごとに	2,190円加算	22:00～ 6:00 50%UP	
家事援助	1時間まで	1,530円	6:00～8:00 25%UP	移動介護の身体介護を
	1時間半まで	2,220円	18:00～22:00 25%UP	伴わない場合も同額。
	以降30分ごとに	830円加算	22:00～6:00 50%UP	
日常生活支援				
	1時間半まで	2,410円	6:00～8:00 25%UP	全身性障害者のみの類
	2時間まで	3,310円	18:00～22:00 25%UP	型です
	以降30分ごとに	900円加算	22:00～6:00 50%UP	

支援費制度スタートの編集を終えて

編集責任者・桶屋 善一

前号に引き続き「支援費制度」をテーマに特集を組んでみました。

さて、4月1日に支援費制度がスタートしましたが、私も利用施設と契約を結びました。

はっきり言いますが、今回の支援費制度は施設利用者の場合、何の変化もありませんでした。期待していた自分で支援計画を作成して、施設や事業者と契約を結ぶ分野がないのです。今まで通り施設の提供する支援計画と契約を結ぶのです。今まで自己負担金を福祉事務所に支払っていたものを施設に直接支払うのみで、他は変わりなく過ごしています。

なぜ、そのような変化がないのでしょうか。やはり、支援費制度の目玉である事業者を選ぶ、というほど、事業者がないのです。競争相手がいないのです。

在宅の方々にご意見を求めましたが、まだ「わからない」ということで、ご意見をいただくことができませんでした。

ご今後、時間の経過とともに、ご意見をいただきたいと思っております。

われら仲間たち

コミュニケーション障害者・自立支援センター

ひ・と・り・だ・ち

鹿児島県日置郡・木村 由美

1. 目的

(1) コミュニケーション障害者当事者が主体となっを行なう自立支援組織の創設。

当センターは、『ひ・と・り・だ・ち宣言』の趣旨に沿い、コミュニケーション障害者当事者が主体となっを行なう自立支援組織の創設をめざします。

(2) コミュニケーション障害者1人1人の個としての主体性の回復。

健常者の価値観を中心とする社会の中で、コミュニケーション障害者として生きていくためには、1人ひとりが個としての主体性を回復することが必要です。それと同時に、コミュニケーション障害者としての文化の蓄積に努め、コミュニケーション障害者だから気がつける、この社会の生きにくさを社会に還元していくことも目指します。

(3) 多様なコミュニケーション・スタイルを包括する、寛容で柔軟なコミュニケーションの発信。

自分自身、あるいは他のもの、あるいはこの世の中に存在する全てのものとのコミュニケーションは、コミュニケーション障害者に限らず、生きていく上で欠かせないものです。そして、コミュニケーションとは多様なものであり、ある価値観でコミュニケーションの「障害者」と「非障害者」に分けてしまうことは、その行為自体が「障害者」を創り出している側面があることを忘れてはならないと思います。ですから、人それぞれ、理解できるコミュニケーションと理解できないコミュニケーションがあっていいと思います。1人ひとりが、多様なコミュニケーション・スタイルの存在を受け容れ、ある価値観からみた「コミュニケーション障害者」という概念自体が、意味をなさなくなるような人間関係を創っていけたら…と考えています。

2. 今後取り組んでいきたい活動内容

(1) コミュニケーション障害者の自立支援のためのプログラム創設。※現時点で必要だと 思われる項目

- ・コミュニケーション障害の治療
- ・矯正の歴史
- ・コミュニケーション障害者を取りまく社会状況について(コミュニケーション社会学)
- ・さまざまなコミュニケーション障害の疑似体験
- ・身体意識(ボディ・イメージ)について
- ・セクシュアリティ/セクシュアル
- ・アイデンティティについて

- ・ジェンダー・アイデンティティについて
- ・自分なりの死生観／人生観について
- (2)コミュニケーション障害者の人権擁護
- (3)コミュニケーション障害者に対するターミナル・ケア
- (4)複数のコミュニケーション手段による相談業務
- (5)当事者主体の通訳者の養成
- (6)コミュニケーション障害者が主体的に生きていくことを支援するための本の出版。
- (7)さまざまなコミュニケーション障害者の生の声と、コミュニケーション障害者のあり様を写したフォト&エッセー集の出版。

※メール:yuminohiroba@mud.biglobe.ne.jp

※電話&FAX:0293-24-4808 (松谷)

もしくは、FAX:099-272-3412 (木村)

※住所:〒318-0034

茨城県高萩市高萩771-21-201

(2002年9月現在)

お知らせ

コミュニケーション障害を考える！

日 時:2003年6月22日(日)

13:30~16:00

場 所:サンシップとやま 704

(富山県総合福祉会館)

富山市安住町5-21

電 話:076-432-6141

講 師:木村 由美氏(コミュニケーション障害者自立支援センターひ、と、り、だ、ち)

浅生 弘美氏(国立療養所富山病院作業療法士)

主 催:自立生活支援センター富山

富山市新川原町5番9

レジデンス新川原1F

電話/Fax 076-444-3753

今回、コミュニケーション障害をお持ちの当事者の方と、現場でどのようにしてコミュニケーションを図っていけるのかと模索しておられる作業療法士の方をお招きして、日常における問題や課題、またどのようにコミュニケーションを行っておられるのかをお話していただこうと思っています。

自立生活センター・ナビ

ピアカウンセラー・南光 龍平

自立生活センター・ナビは、大阪市内の東住吉区にあります。大阪青い芝の会を母体として、20年近く障害者も健常者も共に生きる社会を目指す運動を行ってきた中部障害者解放センターの相談部門として1998年5月に発足しました。市町村障害者生活支援事業の委託を受け、現在は、障害者スタッフ5名と健常者1名の合計6名で、障害者が地域でいきいきとした生活が送れるように、さまざまな形で相談や支援の活動を行っています。

具体的には、障害者や家族の方から悩みについて障害を持つピアカウンセラーが同じ障害者の立場からお話をうかがい精神的なサポートをしたり、また制度の説明や申請のお手伝い、住宅改造などのアドバイスをさせていただきます。例えば「介護をしてくれる人を探しているんだけど?」「家の中をもっと使いやすくしたいけど、どうすればいいの?」そして「自立がしたいけど自分には無理かな?」。こうした障害者が生活をしていく上で出会う疑問にもピアカウンセラーが自分の経験を通して相談にあたりよりよい方法を探っていきます。自立生活センター・ナビでは、その他、電動車いすで街へ出かけたり仲間と一緒に料理を作ったり、地域で生活していく上で必要なことを障害者の仲間と楽しみながら経験できる「自立生活プログラム」や自立生活に関わる各分野の方々をお招きしてお話をうかがう「自立生活セミナー」の開催、情報誌「ナビゲーション」の発行も行っています。

こうした5年間にわたる自立生活センター・ナビの支援活動によって、施設から出てマンションで一人暮らしを始めた障害者もいます。また、中部障害者解放センターが運営するグループホーム「とんとんハウス」で自立生活を始めたり、グループホームの生活を一つのステップとして新たに一人暮らしを始める障害者もいます。私たちは、これからも一人でも多くの障害者が親元や施設ではなく地域で当たり前のように生活していくことを目指していきたいと思っています。

「H S K季刊わたぼうし」のホームページのお知らせ

<http://www3.nsknet.or.jp/~petero/>

「H S K季刊わたぼうし」No.59よりフレーム方式を取り入れ、読みやすくなっております。皆さん、アクセスしてね。

みんなの広場

短歌集「能登島大橋」

=難病なんかに負けるもんか!!=

七尾市・中村 貞夫

ある冬の朝、和倉温泉の七尾市在宅身体障害者等デイサービス、六翠苑を利用し、指導員さんのご指導のもとに人形作りをして、小休憩の際、同苑の4階ガラスを窓越しに七尾湾の能登島大橋を展望していたところ、元社長夫人が障害で病む足腰を杖で支えながら、私の右横で能登島大橋を見て、虹の架かった大橋でも見るように、あっ、美しい!! 何といい橋だろう。大好きだね。見ているとホッとする。疲れも、痛さも、吹っ飛んでしまうはと。美声にて感嘆・されていられました。

このとき、私ばかりでなく、この六翠苑は障害者の最良のデイサービス機関であると思いました。

同苑を利用し、能登島大橋やその周辺の美しい風景等につきまして、私は平成14年11月に短歌集「能登島大橋」(難病なんかに負けるもんか!!)を自費出版し、能登半島国定公園の「夢の架け橋」である石川県、能登島町、七尾市、能登島大橋の架橋20周年を記念として能登島町に200部程寄付させていただきました。

そして、高瀬町長さんからのご厚意によりまして、温かい感謝状をいただきました。恐縮している次第です。500部余り作り、ほとんど友人、知人、また、お世話になっている方々に差し上げています。

歌集「能登島大橋」は私の5冊目の出版本です。私は2年程前から難病の体感機能障害や心臓機能障害などで、身体障害者等級1級になりました。でも、障害者の方々のように自立に向かい、健常者のように生活をしようと日夜努力しているのです。

何事にも平常心を捨てず、しかも夢と希望を持って、弱くならず、趣味の「短歌」を生かし、リハビリの傍ら、皆さんのおかげでどうにか、一人でアパート生活を送っております。感謝します。

特に、メモ帳から原稿をパソコンに移すのに短歌を、七尾市青山町の青山彩光苑デイサービスを利用のYさん、また、大和町の七尾聖書教会のTさんらにご協力していただき、うれしかったです。

自立・自律について考える

七尾市・松村 正人

新年度（支援費）に移行して2ヶ月となりました。苑内を見渡してみると、生活面ではそれほど変化は見られません。

利用者負担が若干多くなり、金銭的に不満の声がちらちらと聞こえてきます。さまざまなサービスが始まって何となく落ち着かないこの頃です。

私は恥ずかしながら何も一人ではできません。介護の手がなければ生きていくことができませぬ。それでも、「できないから」と言つて甘えているわけではありません。心のどこかにこの施設を退所し、新しい生活をしたいと思っています。すなわち、自立がしたいためです。

あくまでも、これはまだまだ計画の段階です。勉強しなければいけないことが、数多くあります。それを一つずつクリアした時、晴れて退所ということになります。

ところで、「自立」つて何でしょう？ 読んで字のごとく、自分で立つということ。

では、「自分で立つ」ということは、どういうこと？ 親（家族）から離れて生活をすること？ 親、家族とかに心配かけたりしないこと？ もし、あなたの家族が「どうしても自立したい。」と言ったら、どうしますか？ おそらく100%に近い確率で反対するのではないのでしょうか？

果たしてそれがすべてでしょうか？ 体の障害はありますが、心の障害はないと思っています。1カ所に留めておく時代は終わったのではないのでしょうか？ これからは外に出て、使える制度を活用し、生活することが、自分にとって可能性となるのではないのでしょうか？

七尾駅前 いろいろなサービスを紹介し輝きのある暮らしを応援します

さいこうえんの障害者生活支援センター

営業時間 10時～19時

障害をお持ちの方やご家族からの相談に応じます

お問い合わせ先 Tel 0767-52-0515

〒926-0811 石川県七尾市***15-9

PROOM パソコン教室

場所：石川県リハビリテーションセンター

☆私たちの願い

人への思いやり、暖かさを大切にし、個性を活かしながらも他者の痛みを分かち合える社会を目指します。

パソコン教室を通じてコミュニケーションの輪を広げ、社会参加、自己開拓の一助けとなるよう努力したいと思っています。

人格・品格を磨き、すべての人間が価値創造できる社会を願っています。

☆パソコン教室開催

隔週の水曜日に定例的にパソコン教室が開催されています。時間は午前10時から12時までの2時間です。パソコン教室への参加は随時受け入れておりますが、ほとんどの場合マンツーマン指導となりますので、石川県リハビリテーションセンターからの推薦のところが多いです。

☆パソコン教室の講義内容

受講者の知識の程度にもよりますが、一応の目処として、文章の入力と保存、電子メールの送受信、インターネットサーフィン、年賀状等の日常必要な文章の作成と印刷程度までをカバーする。受講者の希望により、ホームページの作成支援も予定しています。

☆パソコンを操作するための補助装置、機器類の発掘と作成補助。

・受講者のパソコンその他機器類の購入相談から、インターネット接続方法のアドバイスも行っています。

・パソコンその他機器類の不調によるトラブル等、要請があれば受講者の自宅へ訪問して解決する。OSの再インストールからアプリケーションのインストール等々を行う。

☆問い合わせ先

〒920-0353 金沢市赤土町ニ13-1

石川県リハビリテーションセンター

TEL 076-266-2860 FAX 076-266-2864

Eメールアドレス iprc@pref.ishikawa.jp

(情報提供者：金沢市・見田 進一)

原稿はホームページより転載

読書企画・春充の推薦ホームページ

企画者：羽咋市・東山 春充

・松井秀喜 野球の館

<http://www.hideki.com/index.html>

私が勇気をもっているホームページを二つ紹介します。

一つ目は、なんと言っても郷土の星である現New York Yankeesの‘松井秀喜’選手の「松井秀喜野球の館」というホームページです。

こちらのページから松井選手の今日までの姿と共に成績が見られ、よく分かります。ちなみに僕の部屋にはG I A N T S時代の松井秀喜選手の自筆サインがなぜか飾ってあります。

”郷土の星・球界の星G I A N T S松井秀喜選手”が海の向こうのNew York YankeesのG O d z i l l aへと更に飛躍する歴史的瞬間が私の勇気になっています。

・New York Yankees The Official Site

http://newyork.yankees.mlb.com/NASApp/mlb/index.jsp?c_id=nyy

二つ目は、乗馬中に落馬をしたことで頸髄損傷をしてしまったCHRISTOPHER REVEさんのホームページです。映画・初代のSUPERMANというとお分かりの方も多いかと思います。英語ばかりのページですが…

私と同じケガで、しかも同じ状態であるため彼の前向きな生き方にはとても勇気が湧いてきます。これこそ本物の“SUPERMAN”！ではないかと思うのですが。

CHRISTOPHER REVE HOME PAGE

<http://www.fortunecity.com/lavender/greatsleep/1023/>

読者企画・食べ物談話

「いただきます」

金沢市・秋本 信子

(管理栄養士)

「飽食のニッポン」といわれ、我が国のどこへ行っても食べ物が溢れる様になったのは、ここ30数年のことです。それとともに、多くの日本人は「食べ物への感謝の気持ち」をどこかに置き忘れてきたように感じます。

今から40年ほど前はまだ、たいがいの家庭は質素な食事をしていましたが、家族そろって「いただきます」と感謝をしながら食卓を囲んだものです。給食のパンがまずくて食べづらかったものですが、先生と一緒に「いただきます」と全員が手を合わせ、声を合わせて食べました。

「いただきます」という言葉は、不思議な言葉です。何をいただき、何に感謝し、何に畏怖の念をいだくのでしょうか。

私は最近やっと、「食べ物」として料理されるまでの肉や魚はもちろんのこと、野菜や果物にいたるまで生命が宿っていたものばかり。『いただきます』というのは、目の前の食べ物だけではなく、その食べ物に宿っていた生命を『いただきかせていただく』ことなのだ」と気づきました。あなたはどのように思いますか？

マイブックスルーム

生きる糧となる教育を求めて

野田 龍三著

発行所:つげ書房新社 定価:本体2,500円十税

人は誰もが、ただ、この世に生まれてきた。自分の意志で生まれてきた者は誰もいない。そして、自分の意志とは無関係に、また死んでいかなければならない。別の言い方をすれば、私たちは縁あってこの世に生まれてきた。そしたら、限りある生をそれぞれが精一杯に生きようではないか。

私たちは、生きるためには食物、つまり栄養が必要だ。それらは体を作ったり、体を動かすエネルギーとなる。同じように、この世を生きぬくために教育が必要だ。それは親から、周りから、あるいは仲間たちからの教育もあるが、最もシステムチックに組み立てられているのが学校である。でも、その肝腎の学校が、その機能を果たしているのか。そうした疑問に対して、私のであった多くの生徒たちから教えられ、教えてきたことをまとめたのが本書である。お読みいただいて、感想を寄せて下さったら幸いである。

編集後記

いよいよ梅雨の季節になります。体の痛みのある方にとっては苦痛なときですね。私も脳性麻痺による2次障害で足や手のしびれや痛みがあり、苦痛な季節になります。

私事ですが、秋に2次障害のため頸椎の手術を行うため、この「HSK季刊わたぼうし」も次号（N0.62）を持ちまして、しばらくお休みにさせていただきます。ご了承下さい。

さて、イラク戦争が終わりましたが、多数の市民が犠牲になり、死者、障害者を生み出す戦争に疑問を感じませんか？（Z.0）

川柳裏表紙

かたつむり いいナ背中に 家を持ち

先の日曜日、金沢へ句友の「句集発刊記念川柳大会」に行った。県内はもちろん、北海道・千葉・富山・長崎等から百余名の出席。初対面とは言え、たった17文字の川柳で知り合った仲間。和気藹々の進行、その席上「川柳は大衆の文芸。誰にでもわかる、一読笑顔になる川柳を作ろう」と言われた。その句材は貴方のそばにころがっています。

蝸牛（かたつむり）は小さい時から背中に家を背負っています。やがて梅雨期になると、マイホームを目指して働く人間を嘲笑うように、蝸牛の姿が見られますヨ。（比）